



国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、18歳以下の児童を養育する世帯（家計の主宰者の年収960万円以上の者を除く）に対し、臨時特別給付（先行給付金）を支給することになったことを受け、当該給付金を支給するもの。

## 1 支給対象者

- 次のいずれかの児童を養育する保護者等
- (1) 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる児童
  - (2) 令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる金額と同等未満に限る。）
  - (3) 令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象児童（新生児）

## 2 支給対象者数（見込）

**14,268人**

（内訳）

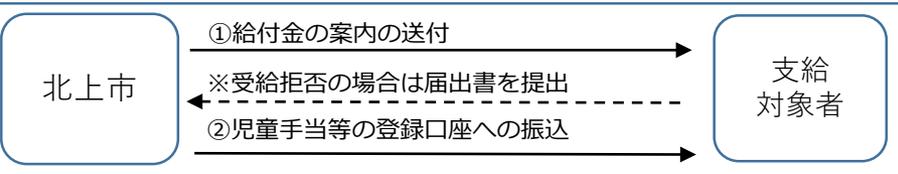
- ① 令和3年9月30日現在の児童手当の対象児童（特例給付除く）：10,100名
- ② 公務員の子（令和2年度類似事業の対象児童数）：1,160名
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までの新生児：318名
- ④ 高校生（令和3年3月31日現在の当該年齢の人数）：2,690名

## 3 給付額

対象児童一人当たり **5万円**

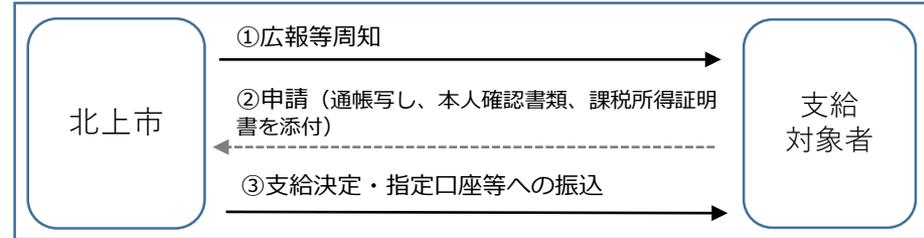
## 4 事業スキーム

### (1) 申請不要の場合＝プッシュ型支給



- 【対象】
- ・ 1 支給対象者の(1)に該当する児童（公務員の子を除く）
  - ・ 同(2)に該当する児童のうち、きょうだい児童手当の対象となっている世帯に属する児童（公務員の子を除く）
  - ・ 同(3)に該当する児童（公務員の子を除く）

### (2) 要申請の場合



【対象】

- ・ 1 支給対象者の(2)に該当する児童のうち、きょうだいで児童手当の対象となっていない世帯に属する児童
- ・ 公務員の子
- ◆ 公務員について  
職場から受給している公務員は、総務課等から情報提供を受けたとしても、対象者の洗い出しに相当の時間を要することから、要申請とする。

## 5 費用・市の財政負担

**721,168千円 全額国庫負担（10/10） [2,655千円繰越]**

【職員手当等】	600千円	一般職時間外300時間分
【需用費】	167千円	事務消耗品、封筒代（8,300通）
【役務費】	1,611千円	郵送代、振込手数料
【委託料】	5,390千円	システム改修
【扶助費】	713,400千円	給付金@5万円×14,268名

※繰越は令和4年3月生まれの新生児分（53名分）

## 6 スケジュール

11月29日	議会運営委員会
12月2日	12月議会（初日提案）
12月6日頃	システム改修
12月10日頃	要綱制定
12月13日頃	プッシュ型支給の対象者へ給付金の案内送付
12月20日頃	プッシュ型支給の対象者の受取拒否の届出のメ切り
12月27日	プッシュ型支給の対象者へ給付金を振込
1月以降	要申請者の申請受付・審査・支給

## 【参考】児童手当の所得制限

扶養親族等の数	所得額（単位：万円）	収入額目安（単位：万円）
0人 (前年度に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

(注) 扶養親族等の数とは、所得税法上の同一生計配偶者と扶養親族（施設に児童が入所している場合は当該児童を除く。）、さらに扶養親族等でない児童で前年の12月31日時点で監護・養育した児童（配偶者又はその他の人の扶養親族となっていた児童、その児童自身の合計所得金額が38万円を超えているため扶養親族になれなかった児童を除く。）の数を言います。

○上記金額を超える場合、特例給付となる。